

# 子どもたちに よりよい教科書を

## －来年度から使用する中学校社会科教科書についての声明－

2024年7月9日

子どもと教育・くらしを守る徳島県教職員の会（略称・徳島県教職員の会）

教科書採択に関わる教科書の展示会が県内各地で一部を除き6月中旬～7月上旬に開催されました。展示会で教科書を手にした県民から、育鵬社・自由社・令和書籍の教科書について、「未来をつくっていく子どもたちの教科書としてふさわしくない」「普通じやない教科書があった」「憲法や教育基本法に違反していないのか」「国民の苦難を無視した日本自慢話のようだ」「この教科書で勉強して入試は大丈夫なのか」など、多くの質問や意見が寄せられました。

そこで、寄せられた質問や意見などをふまえて、育鵬社など3社の記述内容を提示しながら教職員の会の見解を示し、「声明」とします。

### 1. 「普通じやない」教科書とは？

社会科教科書は、本来、人類が蓄積した学問の成果を基にして、日本国憲法や教育基本法・学習指導要領等を踏まえ、子どもたちの豊かな学びと主権者の育成をめざすものだといえます。もちろん、「普通でない」「個性的な教科書」でも、よいと考えます。ただ、育鵬社・自由社・令和書籍の教科書は、「個性的」というよりも「政治的」で学問の成果を無視した異質な記述に満ちあふれているといえます。

例えば令和書籍歴史の場合は、開けたすぐに「普通じやない」教科書の体裁と記述であることが分ります。

- 中学校の歴史は、日本史だけでなく世界史も学ぶことになっていますが、タイトルは「国史」。縦書きで500ページ以上もあります。
- 本文の前に見開き2ページを使って「歴代天皇の皇位継承図」（P. 8）を掲載しています。本文は、神が日本列島を造ったという「国生み神話」から始まります。そして、「天孫降臨」（P. 37）について長々と記述しています。
- 戦前・戦中の「修身」や「国史」を想起させるものです。

（＊アンダーラインは、教職員の会が記しています。）

育鵬社・自由社の教科書は、他の教科書と体裁は類似しているものの、歴史学よりも大日本帝国憲法や天皇・戦争等を賛美する政治的意図や政治宣伝を優先するような記述内容という点では、令和書籍と基本的には共通しています。3社が、「日本よい国、清い国、世界に一つの神の国。日本よい国、強い国。世界に輝く偉い国。」（第5期修身教科書 現在の小学2年生用 十九章「日本ノ國」。カタカナを平仮名にし、現代文に修正。）をめざしているとしたら、子どもたちにとっても日本や世界の未来にとっても極めて危ういものといえます。

これから社会を担う子どもたちの豊かな学びを支えるために、教科書は、最新の学問の成果を反映させた真実を伝えるものでなければなりません。

## 2. 何をめざした教科書か？

「普通じゃない」と県民が指摘する3社の教科書は、何をめざしているのでしょうか。記述内容を具体的にみていきたいと思います。

### （1）国民主権の憲法を改正し、天皇中心の大日本帝国憲法的な憲法の復活をめざす教科書

#### ① 「国民主権」を子どもたちに学ばせたくない教科書

##### ● **育鵬社公民** (P. 44)

国民主権を、「国民が議会を通して主権を行使する」制度と限定しています。

##### ● **自由社公民** (P. 66)

「天皇の役割と国民主権」という見出しだけで、天皇の役割についての記述がほとんどです。「国民主権」について、子どもたちに知らせようとしていない教科書です。

#### \* 他の教科書と比較してみると、育鵬社・自由社公民の異質さが鮮明に

##### ○ **帝国書院公民** (P. 39)

「国民が政治に参加する例」として、「投票する」だけでなく、「行政に意見を送る」、「議論に参加する」などを例にあげて「中学生でもできる政治参加の方法を考えてみよう」と投げかけています。

##### ○ **東京書籍公民** (P. 89)

「選挙での投票以外にも、さまざまな方法があります。……住民運動などに加わることも政治参加です。」

#### ② 大日本帝国憲法・教育勅語を賛美する教科書

##### ● **令和書籍歴史** (P. 307)

◇ 「世界の憲法の多くは、戦争や革命の最中に、短時間で書き上げられた」「帝国憲法は十年以上の年月を費やし、丁寧に議論を尽して定められ」などと大日本帝国憲法を賛美しています。

◇ 大日本帝国憲法と共に戦争遂行に力を発揮したのが「忠君愛国」思想を国民に強いた「教育勅語」です。教科書では、「明治天皇は教育の荒廃を案じ、教育勅語を発し」と記し、コラムでは、1948年に国会で「教育勅語等の排除に関する決議」「教育勅語等の失効確認に関する決議」が採択された歴史的事実を無視し、「教育勅語」で「今の日本がある」等と記して教育勅語を賛美しています。

##### ● **自由社歴史** (P. 184)

◇ 祝賀行事一色の様子

◇ コラムでは、「憲法を称賛した内外の声」「天皇が国民の心に寄り添いながら治める」などと大日本帝国憲法を賛美しています。

##### ● **育鵬社歴史** (P. 184～185)

◇ 国民は法律の範囲で……さまざまな自由が保障され」などと大日本帝国憲法を美化

しています。

- ◇ 「教育勅語は、親への孝行や友人どうしの信義、法を重んじることの大切さ、国民の務めとしてそれぞれの立場で国や社会のためにつくすべきことなどを示し、その後の国民道徳の基盤となりました。」と教育勅語を賛美しています。

#### \* 不都合な真実をスルーする教科書

- 育鵬社・自由社・令和書籍の歴史教科書には、他の教科書会社が記述している国民を「臣民」とした記述が本文にありません。大日本帝国憲法賛美の妨げとなる「臣民」という言葉をスルーしています。
- 教育勅語の核心部分である「忠君愛國」という語句もありません。教育勅語が天皇崇拜・戦争遂行の軍国主義教育の支柱であった不都合な真実をスルーし、教育勅語を賛美しようとしているといえます。
- 3社の教科書と他社の教科書を読み比べると、3社の教科書が、不都合な真実を徹底的にスルーしようとしていることが分ります。

#### ● 育鵬社公民 (P. 42)

- ◇ 「アジアで初めての本格的な近代憲法として内外ともに高く評価されました」と絶賛しています。

#### ● 自由社公民 (P. 54~55)

- ◇ 大日本帝国憲法は、「法治主義、三権分立、立憲主義の主要原理をすべて備えた立憲君主制の憲法」「アジアで最初の憲法として内外から高く評価されていた」と絶賛しています。

#### \* 大日本帝国憲法と日本国憲法の相違が分らない教科書

- 大日本帝国憲法を絶賛する育鵬社・自由社の教科書では、大日本帝国憲法と日本国憲法との違いが分りにくくなっています。しかし、他社の教科書では、大日本帝国憲法から日本国憲法への改正で、天皇主権から国民主権に変わったことなどが明確に記載され、その違いが鮮明になっています。

#### ○ 東京書籍公民 (P. 45)

天皇について「その地位は主権者である国民全体の意思に基づく」との記述があり、国民主権を強調したものとなっています。天皇は「『象徴』としての天皇」と位置づけられ、天皇の国事行為が「法的、政治的な権限の行使にならない範囲」で行うと記述し、時の政府・政権の政治的利用を牽制する内容となっています。

#### ○ 帝国書院公民 (P. 39)

象徴天皇制は「天皇が象徴という特別な役割を果たす」というよりも「主権が国民に移った結果、天皇は象徴の地位をもつだけになったことを宣言する規定です。」と明確に記しています。

### ③ 日本国憲法を批判し、大日本帝国憲法的な憲法への改憲をめざす教科書

#### 日本国憲法を批判的に扱う教科書

##### ● **育鵬社歴史** (P. 251)

◇ 「（帝国議会）議員はGHQの意向に反対の声を上げることができず、ほとんど修正されないまま可決」などと日本国憲法を批判的に扱っています。

##### ● **自由社歴史** (P. 257)

◇ 「帝国議会で審議する形をとりましたが、GHQの意向に逆らえず、ほとんど無修正で成立」などと日本国憲法を批判的に扱っています。

#### \* **大多数の国民は 自由・民主・平和・人権尊重の日本国憲法を歓迎**

##### 天皇中心の戦争をする国を復活を願う人にとっては「押しつけ憲法」

○ 大日本帝国憲法的憲法の復活を願う3社の歴史教科書は、いずれも日本国憲法がGHQに押しつけられたと主張し、日本国憲法を批判的に扱っています。そのうえで、公民学習では、改憲に誘導しようとしています。極めて政治的意図が感じられる記述になっています。3社以外の教科書と読み比べると、その異常さが分かります。

##### ○ **東京書籍歴史** (P. 248)

「日本政府は……改正案を作成しましたが、大日本帝国憲法を手直ししたものにすぎませんでした。そこで徹底した民主化をめざすGHQは、日本の民間団体の案も参考にしながら、自ら草案をまとめました。日本政府はGHQの草案を受け入れ、それを基に改正案を作成……帝国議会での審議・修正を経て、1946年11月3日に日本国憲法が公布され、翌年の5月3日から施行されました。日本国憲法は、国民主権、基本的人権、平和主義の三つを基本原理としました。」（資料あり：『あたらしい憲法のはなし』。憲法前文。）

○ 日本国憲法は、下記の世論調査結果からも分るように、当時の多くの国民から歓迎されました。国民の平和への願いが結実した憲法であったからです。しかし、戦前・戦中型の日本復活を願う人々は、「押しつけ憲法」だとして、それを教科書に持ち込み、子どもたちを改憲に誘導しようとしています。極めて政治的といえます。

##### ○ **毎日新聞** 1946年5月27日 政府の憲法草案についての世論調査結果発表

- |                 |               |          |
|-----------------|---------------|----------|
| ・草案の象徴天皇制について…… | <u>支持：85%</u> | 反対：13%   |
| ・草案の戦争放棄        | <u>必要：70%</u> | 必要なし：28% |
| ・草案の国会の2院制      | <u>賛成：79%</u> | 反対：17%   |

#### 改憲へ誘導する教科書

##### ● **育鵬社公民** (P. 54～55)

◇ 「憲法改正」について2ページで記述。「めまぐるしく変化する国内や国外への情勢に対応する」ために憲法改正の必要性を説いています。

◇ 資料で「各国の憲法改正回数」を示し、日本の「無改正」が悪しきことと印象づけています。また、「憲法を絶対不变のものと考えてしまうと、時代とともに変化する現実問題への有効な対応をさまたげることにもなりかねません」とさらに改憲の必要性を主張しています。

● **自由社公民** (P. 62~63)

◇ 「憲法改正」について2ページで記述。資料「各国の憲法改正回数」では、諸外国では、常に自国の憲法を見直し、その時代に合ったものにしようと憲法改正を行っているのに「日本国憲法は、一度も改正されないまま、今日に至っています。」と改正しないことが時代遅れ、悪のように印象付け、改憲へ誘導します。

◇ 「改正の論点」では、「自衛戦力」をまずは取り上げ、9条の改正へ前のめりとなっています。

**\*育鵬社・自由社の改憲発議を求める記述は、教科書というよりも、政治団体の主張を記した書物のようです。他社の教科書との比較で、その異常さが鮮明に！**

○ **帝国書院公民** (P. 69)

憲法改正について、「憲法をゼロから創設したり、破壊したりする手続きではなく、……現在の憲法の基本原理を受け継いだものでなければなりません」「国民主権の原理の変更、再び戦争を引き起こす国になること、人権保障・権力分立を廃止して立憲主義をやめることなどの憲法改正は許されない」と、安易な改正意見に対し、抑制的な記述をしています。

## (2) 戦争を美化 ⇒ 戦争をする国づくりめざす教科書

● **令和書籍歴史** (P. 378, P384)

◇ 太平洋戦争を「自存自衛の戦争」「大東亜戦争」と呼び、大東亜戦争以外の呼び方（太平洋戦争、アジア・太平洋戦争）を記述していません。

◇ 真珠湾攻撃の項の見出しへ、「日本の快進撃」。沖縄戦については、「志願というかたちで学徒隊に編入」「沖縄を守るために、……特攻隊員が散華」。正に戦争賛美、戦争美化の教科書といえます。

● **育鵬社公民** (P. 50~53, P. 194~195)

◇ 大見出し「平和主義」のすぐ上に、「見方・考え方」として「日本を守るため、憲法9条を改正すべきかどうか考えてみましょう」という設定があります。学ぶ前からこういう設定を行うこと自体、改憲に誘導する露骨さがあらわれています。また、平和主義を説明する部分で、前文や9条の言葉がなく、憲法を教える意図がみえません。前文と9条を使っているのは、自衛隊の必要性を記述する部分で、否定的に扱われています。

◇ 憲法の平和主義がGHQによって押しつけられたととらえ、国防の義務がないのは異例であるとする特異な考え方を押しつけています。また、同ページの資料で、国防の義務を記した他国の憲法を明示することによって、日本の平和主義が異様なものとして認識されるように誘導しています。徴兵制を導入する意図さえ感じられる記述です。

### ● **自由社公民** (P. 82~85, P. 188~189, P. 192~199)

- ◇ 憲法前文や9条の平和主義の意義を理解させるのではなく、まず国家には自衛権があるにもかかわらず、第2次世界大戦で敗北したために、軍隊が解散させられ、戦争のできない、軍隊も持てない国になったという内容構成です。
- ◇ 集団的自衛権に関する国会論議や問題点も反映せず、肯定的意見のみを一方的に記述。  
多面的・多角的にものごとを見て判断する社会科教科書としては不適当だといえます。

#### \* **政治的主張の書物を 教科書として子どもたちに渡してはいけない。**

- 3社の教科書は、改憲と大日本帝国憲法的な憲法復活をめざす政治的主張を記した書物です。子どもたちに渡してはいけない異常な書物であることが、他社の教科書と比較すると明らかになります。
- **教育出版公民** (P. 74~79)  
平和主義について1ページをかけて、丁寧に記述。前文、9条を紹介し、日本国憲法の平和主義とは、可能な限り武力の行使を避け、外交交渉など平和的手段によって解決をめざすという考え方であると記しています。資料「外国の憲法」についても、育鵬社とは違い、不戦や戦争の放棄を明示している部分を取りあげています。  
自衛隊と憲法との関係についても、日米安保やPKOについても、政府の見解と反対する意見をそれぞれ内容を含めて示し、生徒が対比できるように丁寧に記述しています。

## 3. 憲法・教育基本法の趣旨に反する教科書は、 子どもたちに混乱をもたらす

### (1) 原則より「例外」を強調する育鵬社・自由社の教科書

……忠実に学べば学ぶほど子どもたちが混乱

日本国憲法は、①国民主権 ②基本的人権の尊重 ③平和主義を三原則としています。また、教育基本法は、「平和で民主的な国家及び社会の形成者」としての国民の育成を教育の目的としています。

ところが、育鵬社公民・自由社公民は、日本国憲法の基本的原則よりも、その原則との関係が問題となってしまう、いわば例外的な内容を強調し、原則の取り扱いが不十分となっています。すなわち、①国民主権の原則において、例外的な「天皇制」が強調され、②基本的人権の尊重の章において、例外的な「公共の福祉による基本的人権の制限」が強調され、③平和主義の原則において、例外的な「自衛隊・日米安保条約」が強調されています。そのため、この教科書を忠実に学習すればするほど、子どもたちの頭の中に浮かぶのは、「国民主権」といえば「天皇制」、「平和主義」といえば「自衛隊・日米安保条約」、「基本的人権の尊重」といえば「公共の福祉による基本的人権の制限」ということになりかねません。

この教科書は、教育基本法に記された「平和で民主的な国家及び社会の形成者」と真逆の方向を指示しています。それゆえ、子どもたちは学習の中で混乱し、学校外で実施される入

学試験などで困惑したり、周囲の人との会話がかみ合わなかったりすることが心配されます。

## (2) 入試問題に対応困難?

今まで述べてきたように、育鵬社・自由社・令和書籍の教科書は、憲法・教育基本法等を逸脱した内容であるがために、入学試験にも影響を与えます。

### ● 令和書籍歴史

太平洋戦争を「自存自衛の戦争」「大東亜戦争」と呼び、大東亜戦争以外の呼び方（太平洋戦争、アジア・太平洋戦争）を記述していません。それゆえ、令和書籍の教科書を丸暗記しても、「大平戦争」「アジア・太平洋戦争」を記す答えを求められると、対応できないことになります。

### ● 育鵬社歴史 令和書籍歴史

正長の土一揆の石碑文の読みとり問題がしばしば出題されますが、育鵬社や令和書籍の歴史教科書には、石碑の写真や碑文の解説がないため、解答することが困難な問題だといえます。

### ● 自由社歴史

日本国憲法については、入試でしばしば出題されますが、自由社の歴史教科書には、日本国憲法の基本原理「国民主権」「基本的人権の尊重」が本文にありません。そのため、日本国憲法の基本原理を問う問題に答えるのが難しくなります。

受験生に混乱を生じさせる上記のような例は、挙げればきりがないほどあります。3社の教科書で学んだ子どもたちは、頭が混乱し、受験で不利になります。そして、何よりも重大なのは、日本の主権者としての力を身につけることを阻害されることです。

## 4. よりよい教科書を子どもたちに！

育鵬社・自由社・令和書籍の教科書は、学問の成果や日本国憲法下で築いてきた民主主義や人権を軽視し、戦争を賛美しています。これは、この教科書で学んだ生徒のみならず、日本や世界にとっても深刻な問題となってきます。アジア・太平洋戦争を、「自存自衛の戦争」などと考え、主張していくには、世界の国々と友好関係を築くことはできません。歴史の真実に向き合う中でこそ、世界の国々と友好関係を築き、日本や人類の未来を築いていくことができるといえます。

日本国民は、大日本帝国憲法下の「臣民」ではなく、「主権者」です。「主権者」としての力を育てる教科書で学習する権利を子どもたちは持っています。それを保障することは大人の責任で、とりわけ教育関係者の責任は大きいといえます。子どもたちに、憲法や教育基本法に基づく教科書をプレゼントしたいものです。

以上